

令和7年度第1回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年4月10日（木）			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分		閉会時間	10時30分
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
	多 里	新 田 和 之		
欠席した委員	山 上	坪 倉 幹 也		
議事録署名委員	1 番	足 立 福 子	2 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大
	農 林 課	山 田 祐 志		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨 拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第2号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第3号	公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第5号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、 農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和7年度最適化活動の目標設定等について

協議第 2 号	その他
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	皆様おはようございます。定刻より若干早いですが、ご出席の委員に皆様お集りになられましたので、只今より令和 7 年度第 1 回日南町農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたりまして、欠席者のご報告をさせていただきます。山上地区の坪倉農地利用最適化推進委員が所用によりご欠席となります。ご報告させていただきます。 それでは、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨 拶	議 長	皆さんおはようございます。令和 7 年度が始まり、春の農作業も始まりました。桜前線もやっと日南町へ来ましたので、春爛漫の季節となることと思います。 昨年度大きな作業でした、地域計画がまとまり、いよいよ今年から目標に向けての年となります。 先日テレビで農家がトラクターで東京都内をデモ行進している映像がありました。農家の時給が 10 円ということで訴えていました。令和の米不足は大きな問題となり、備蓄米の放出も 2 回で 21 万トンが放出され、今後必要に応じて放出されるようですが、いまだ米価は 5 kg で 4,200 円というびっくりするような価格となっています。放出された備蓄米も年内に補填努力されなければならないので、米不足はなかなか解決されないのではと思います。 昨年農家が西部農協に出荷した米の前渡金は 30 kg 8,800 円でした。倉庫保管料がかかるにしても、あまりにも利益追求に傾いているのではと思われるところです。 備蓄米の入札も大多数は全農が落札しているようですが、ここにも手数料が加算され消費者に手渡されることとなります。全農の利益追求にも問題がありますが、これまでの農水省の食料自給率の無策に問題を投げかけたということでもあります。 以上を申し上げて、令和 7 年度第 1 回日南町農業委員会総会を開催いたします。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、1 番 足立農業委員、2 番 天崎農業委員を指名した。
報告第 1 号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第 1 号 農業経営改善計画の認定の報告について農林課お願いします。
	農林課 主事	報告第 1 号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。まず、農業経営改善計画認定については町が計画を認定することとなっており、農業委員会や農協等に意見を求めることができるとされており、町の審査会を

		経て、農業委員会の意見を参考にしながら認定を行っているところです。本日お配りしている、報告に関する資料は報告後回収いたします。 本日は再認定の申請が農事組合法人口□□と農事組合法人口□□の2件、新規認定の申請が農事組合法人口□□の1件ございます。 4月7日に審査会を行いましたので、この度ご報告させていただくものでございます。経営の試算などについては日野普及所にもご協力をいただいております。町としては再認定及び新規認定したいと考えております。 今回ご報告させていただく中でご意見等あると思いますので、申請者の皆さんにもいただいたご意見をお伝えし、今後の農業に生かしていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いします。 申請番号1、農事組合法人 □□□ 申請番号2、農事組合法人 □□□ 申請番号3、農事組合法人 □□□ ①農業経営体の営農活動の現状及び目標 ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標 ③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 ④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 ⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置 ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 関連資料：経営収支計算書、減価償却資産内訳書、前回の申請資料等
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。ありませんか。無いようですので、次に移っていいでしょうか。 (農林課 山田主事挙手) 農林課 山田主事。
	農林課主事	今回この場を借りてですが、令和7年度から担当が変わりました。次回から手嶋が担当させていただきます。今回は令和6年度案件となりますので、私から説明させていただいたところです。 また、令和6年度につきましては、地域計画の作成について皆様に非常にご協力いただきましてありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見等無いようですので、次に移ります。
報告第2号 報告第3号	議 長	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告についてですが、報告第3号の公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について併せてお願いしたいと思います。
	主 事	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について 資料3頁から4頁について説明 番号1、△△峠道路トンネル北工事にかかる資材置き場による一時転用期間の延長。 番号2、△△川外河川施設修繕工事(△△地区)にかかる仮設道及び仮置き場の設置による一時転用期間の延長。 番号3、△△川外河川施設修繕工事(△△地区)にかかる仮設道及び仮置

		き場の設置による一時転用期間の延長。 番号 4、△△川河床掘削工事にかかる仮設道の設置による一時転用。 番号 5、普通河川△△川護岸修繕工事にかかる仮設道の設置による一時転用期間の延長。 報告第 3 号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について 資料 5 頁から 6 頁について説明 別紙資料 25 頁から 31 頁 番号 1、△△河川施設外修繕工事（△△地区）にかかる仮設道路及び仮置き場の設置による一時転用。農地復元完了日、令和 7 年 3 月 21 日。 番号 2 △△河川施設外修繕工事（△△地区）にかかる仮設道路及び仮置き場の設置による一時転用。農地復元完了日、令和 7 年 3 月 21 日。 番号 3、町道△△線路肩修繕工事（1 工区）にかかる仮設道の設置による一時転用。農地復元完了日、令和 7 年 3 月 13 日。 資料の訂正をお願いします。受人が日野振興センターとなっておりますが、日南町に訂正をお願いします。 番号 4、普通河川△△川護岸修繕工事にかかる仮設道の設置による一時転用。農地復元完了日、令和 7 年 3 月 24 日。 資料の訂正をお願いします。受人が日野振興センターとなっておりますが、日南町に訂正をお願いします。 別紙資料 1 頁から 23 頁に一時転用に関する資料を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。
	議 長	報告第 2 号、報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。 （9 番 福田職務代理挙手）9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	報告第 2 号の 2 番と 3 番の件ですが、2 番が△△地区、3 番が△△地区の工事ですが、△△地区については 3 月 31 日ごろにはもう完了していたような気がするんですが、延長になったということは、△△地区の工事と△△地区の工事が一つの工事ということで、△△地区が終わっていないくて、そういう意味で一つの工事として期間の延長の申請があったということで理解してよろしいですか。
	主 事	報告第 2 号の 2 番と 3 番ですが、同一の工事ということで発注はされているんですが、まだ、現地の確認検査が終わっていないということです。復元自体は終わっているかもしれないんですが、確認が取れていないということでの延長と聞いています。
	福田職務代理	わかりました。
	議 長	その他、報告第 2 号、報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第 4 号	議 長	報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。

	主 事	報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 資料 7 頁について説明 番号 1、解約後、機構を通じて別の方が耕作を行う予定です。
	議 長	報告第 4 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第 5 号	議 長	報告第 5 号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 事	報告第 5 号 利用権設定に係る軽微な変更について 資料 9 頁について説明 番号 1、地権者の方が亡くなられ、代表相続人へ名義変更を行うものです。契約内容についての変更はありません。
	議 長	報告第 5 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 資料 11 頁から 13 頁について説明 申請番号 1、譲渡人、日南町△△ ○○○さん、譲受人、日南町△△ ○○○さん、売買による所有権移転の申請。売買金額は◇◇◇万円です。 申請番号 2、譲渡人、西伯郡△△ ○○○さん、譲受人、日南町△△ ○○○さん、売買による所有権移転の申請。売買金額は◇◇◇万円です。 申請番号 3、譲渡人、西伯郡△△ ○○○さん、譲受人、△△県△△市 ○○○さん、贈与による所有権移転の申請。 申請番号 4、譲渡人、西伯郡△△ ○○○さん、譲受人、△△県△△市 ○○○さん、贈与による所有権移転の申請。 譲受人である○○○さんの住所は△△県となっていますが、10 年以上日南町に住んでおられるということです。住所変更をされておられないですが、日南町にお住まいです。 申請番号 5、譲渡人、△△市 ○○○さん、譲受人、日南町△△ ○○○さん、売買による所有権移転の申請。 譲受人の○○○さんは空き家バンクを利用して△△に移住をされる方です。土地と建物を含めてすべて購入されるということです。農地のみの売買金額は◇◇◇円です。○○○さんの所有の経営面積はありませんが、○○○さんの身内の方の農地が△△にあり、そこで農業をされていたと聞いております。 資料 15 頁から町内位置図、字切図、中間図、現地確認写真、譲受人の経営状況の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。3 月に農地部会が開催されています。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。

	木山農業委員	申請番号 1 以外の 2、3、4、5 の案件につきましては、既に日南町外の方、不在地主ということになります。この農地が次の方に渡って、農地がきちんと管理できるという状況が報告されております。また、申請番号 1 については譲受人の敷地に近い農地を求められるということで、農地部会で承認をしたところであります。以上です。
	議 長	ありがとうございました。議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について 資料 33 頁から 64 頁 資料 34 頁、機構を通じた新規の契約が 18 件、このうち相対からの更新が 1 件、機構を通じた再設定の契約が 3 件です。4 月の移動合計面積が 94,672 m²です。 申請番号 1 から申請番号 17 まで新規契約です。 申請番号 9、報告事項で説明した合意解約のあった案件です。 申請番号 18 が相対からの再設定の契約です。 申請番号 19 から申請番号 21 まで機構を通じた再設定の契約です。 資料 47 頁から借り受けられる方の経営状況の資料を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	資料 40 頁の申請番号 9、〇〇〇さんから〇〇〇さんへ使用貸借契約になるとの説明ですが、資料 7 頁で〇〇〇さんと〇〇〇さんとの合意解約があって、その農地が今回〇〇〇さんに移るという説明のように聞きましたが、その中に今回契約のある×××番地 799 m ² の土地は載っていないですが、これはどういうことでしょうか。
	主 事	〇〇〇さんと〇〇〇さんとの解約に載っていないということですが、この農地は〇〇〇さんとの契約はなく、誰とも契約されていなかった農地となりますので、解約の必要がないため、新規の契約のみとなります。
	倉光推進委員	それでは令和 6 年度はどのような管理をされているのでしょうか。〇〇〇さんが土地の管理をどのようにされていたのですか。管理していないということでしたら、農地として、水田として復旧できるかということが心配ということで質問させていただきました。

	高橋事務局長	先ほど説明をしました、資料 40 頁の申請番号 9、×××番地、799 m²の農地につきましては、地域で草刈り等の管理をされておられたと伺っております。これまで〇〇〇さんが管理しておられた農地につきましては、そばまたは水稻の作付ができるという農地を借りておられたと伺っております。×××番地につきましては、〇〇〇さんとしては、そばまたは水稻の作付が難しいということで、当時借り入れされておられなかったようです。この農地については集落内におきます、中山間地域直接支払制度や多面的機能交付金等による農地維持において、地域のほうで管理されておられたということです。今回借り受けられる〇〇〇さんは新規就農者でトマトハウス団地を大規模に行っておられます。その周辺農地ということで、この農地も併せて新たに契約をさせていただいたということです。
	議 長	よろしいでしょうか。 (倉光農地利用最適化推進委員 意見なし) その他、ありますでしょうか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	資料 41 頁、申請番号 13 番から、〇〇〇さんという方が借り受けられるということですが、全て 1 年の契約となっています。農業経営の状況を見ますと機械の所有もサブソイラーと管理機が 1 台で、それ以外の機械は借りてやるということです。年齢的には 41 歳ということで若い方なので、農業研修生なのかなと推測しますが、そのあたりの状況や様子がわかったら教えてください。
	主 事	△△地区の農地を借りられる、〇〇〇さんですが、農業研修生ではありません。資料 55 頁の経営状況につけていますが、現在〇〇〇さん所有の農地は持っておられず、借入もない状況ですが、これまでも農業はされておられて、農事組合法人□□□の作業をされておられます。また、□□□という野菜の加工をしたものを販売する会社を運営されておられ、その加工品に使用する野菜を作っておられました。 また、契約期間が 1 年ということですが、□□□として契約したいお考えがあるようで、準備を進めておられます。まずは〇〇〇さん個人で契約を行い、今後整理をされると伺っています。
	議 長	よろしいですか。 (9 番 福田職務代理 意見なし) その他、議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について事務局お願いします。
	主 事	協議第 1 号 令和 7 年度最適化活動の目標設定等について 当日配布資料について説明 I 農業委員会の状況

		1 農業委員会の現在の体制 2 農家・農地等の概要 直近の農林業センサスに基づいて 2020 年の数字となる。 認定農業者等の経営体数は 4 月 1 日現在の数字となる。 耕地面積は直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記入。 II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 令和 10 年度に集積率 56%となるように設定しており、そのために今年度の新規集積面積を 17ha に設定しています。 (2) 遊休農地の解消 今年度の解消目標面積は 1.3ha に設定しています。 (3) 新規参入の促進 2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間の設定目標 (3) 新規参入相談会への参加目標
	議 長	協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですが、私から聞いてみたいですが、2 頁の最適化活動の目標のこれまでの集積面積が 698.12ha となっていますが、この数字は総会資料 35 頁の数字と関連があるのか。
	主 事	資料 2 頁 (1) 農地の集積のこれまでの集積面積と総会資料 35 頁の面積とは一致しておりません。この 689.12ha という数字は機構を通じた契約の中で担い手へ集積したもののみを抽出した数字となっております。総会資料 35 頁については担い手以外の方への集積も上げておりますので、一致しておりません。
	議 長	協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
協議第 2 号	議 長	協議第 2 号 その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	協議第 2 号 毎月報酬をお支払いしている中から、毎月積立金をさせていただいております。令和 6 年度の活動につきましてほぼ活動は終了いたしました。従いまして、委員の皆様の活動に伴う支払は発生しないということを踏まえて 4 月、5 月の積立は行わず、これまでの積立金をお返ししたいと思います。 6 年度の実績、精算のご案内はさせていただきますが、4 月中には精算を行いたいと思います。
	議 長	協議第 2 号その他についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。

	高橋事務局長	次回総会は、令和7年5月12日（月）午前9時から開会予定です。ご予定をよろしくお願いいたします。 また、本日総会終了後、△△地区の現地確認を予定させていただいております。△△地区の農業委員、推進委員の皆様はよろしくお願いいたします。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和7年度第1回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和7年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員